

### 3 防火対象物定期点検

#### 1 防火対象物点検報告制度の概要

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災は、延べ面積500m<sup>2</sup>程度の小規模な雑居ビルにもかかわらず、死者44名、負傷者3名を出す大惨事となりました。大惨事となった要因として、階段に多量の物品が置かれていたこと、避難誘導などの訓練が実施されていなかったこと、自動火災報知設備等の消防用設備が点検されておらず正常に作動しなかったことなど、日頃の防火管理の不備が挙げられます。このような防火管理の不備をなくすため、一定の防火対象物の管理権原者は、**防火対象物点検資格者**に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防署長に報告しなければなりません。

#### 2 防火対象物点検報告の必要な対象物

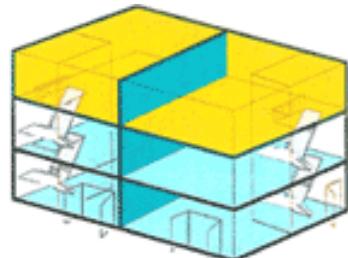
次に該当するものは、防火対象物の定期点検報告が1年に1回以上必要です。

(消防法第8条の2の2、消防法施行令第4条の2の2)

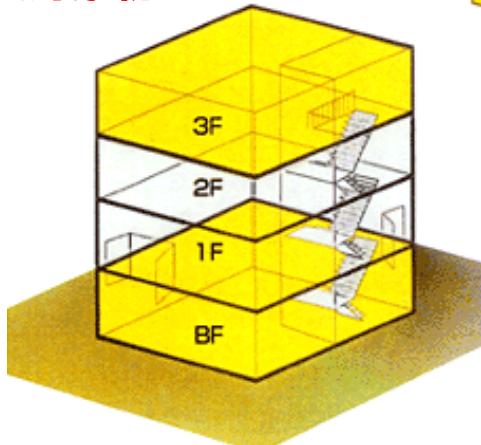
点検が義務となる防火対象物	
防火管理者の選任が必要な特定防火対象物で、次の 1及び2に該当するもの 1. 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの (避難階は除く) 2. 階段が1つで、屋内階段のもの	特定防火対象物で収容人員が 300人以上のもの

※特定防火対象物で収容人員が300人以上のものの防火管理者は、甲種防火管理再講習を5年  
に一度受講する必要があります。  
(消防法施行規則第2条の3)

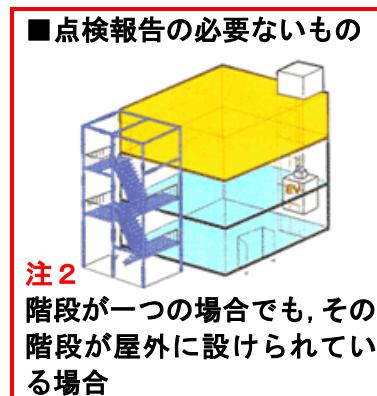
#### ※点検報告が必要な防火対象物のイメージ



**注1**  
階段が2つある場合でも、  
間仕切り等により1つの  
階段しか利用できない場合



特定用途に供される部分



**注2**  
階段が一つの場合でも、その  
階段が屋外に設けられてい  
る場合

#### 3 基準適合と特例認定の表示

火災予防について専門的な知識と経験をもつ「防火対象物点検資格者」が、防火管理の状況や消防用設備の設置など、火災予防上必要な事項を点検し、点検基準に適合している防火対象物には、「**防火基準点検済証**」を表示することができます。



一定の期間、火災予防に関する事項を適正に遵守していると消防署長に認められた防火対象物は、防火対象物定期点検報告の義務が3年間免除され、「**防火優良認定証**」を表示し、火災予防に優良な建物として、人々に周知することができます。

